

令和5年10月1日スタート!

防犯用具 購入費 補助金



住宅対象侵入盗
及び自動車盗への
対策のため、自家用の
防犯用具の購入及び
設置費用の一部を
補助します。

対象者

申請日において市内に住所を有する個人
※申請は1世帯1回限り。

補助対象用具

令和5年10月1日以降に購入・設置した、新品の防犯用具

区分	主な品目
住宅	門灯、屋外用センサーライト、カメラ付きインターホン、防犯砂利、防犯対策効果のある錠、補助錠、サムターンカバー、ガードプレート、防犯ガラス、ガラス用防犯フィルム、ガラス破壊センサー、窓用格子
自動車	ハンドルロックバー、タイヤロック、シフトロック、ブレーキペダルロック、警報装置

※補助対象外となる品目もありますので、詳細は事前にお問い合わせください。
(対象外の例:防犯カメラの購入・設置、護身用具、ホームセキュリティーなどのサービス契約、門扉・フェンスなど防犯対策以外の目的を有するもの等)

補助額

購入・設置費用(税込)*の2分の1

(上限16,000円、1,000円未満切り捨て)

※ポイント・割引等の使用分を差し引いた金額

★複数品の合算可。

お問い合わせ先

安城市役所 市民安全課 市民安全係

TEL.0566-71-2219

窓口対応時間:月曜日～金曜日

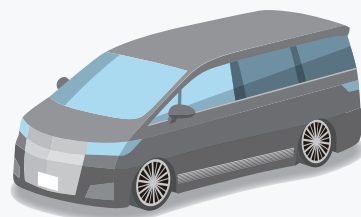
8:30～17:15(年末年始、祝日を除く)



▲HPはこちらから



必要書類等



①補助金交付申請書兼実績報告書

②領収証等、支払いが完了していることがわかる書類

※購入者(申請者又は世帯員)の氏名、購入金額(購入品それぞれの金額がわかるもの)、購入日(インターネット購入の場合は注文日)、購入品名(規格・品番等)、販売店舗名の記載があるもの

③カタログ等購入したものが防犯用具であることを確認できるもの

④自動車検査証の写し(自動車盗防止用の防犯用具購入の場合のみ)

※「自家用」及び世帯構成者が「使用者」として記載された車検証

⑤補助金交付請求書

※申請者名義の口座番号が必要



申請の流れ

防犯用具の購入・設置
※1

必要書類等を安城市役所
市民安全課へ提出(郵送可)
※2

補助金の交付

※1 購入する店舗に指定はありません。但し、すべての必要事項が記載された領収証等が必要です。インターネットで購入する場合は、必要項目の記載された領収証の発行が可能か事前に確認してください。

※2 **令和6年3月31日までに必ず申請してください。郵送の場合は必着。**
(送付先) 〒446-8501 安城市桜町18番23号
安城市役所 市民安全課 市民安全係

補助金の申請にあたり提出いただいた個人情報は、この事業以外の目的で使用しません。